

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

Injury Alert (傷害速報) Follow-up 報告 No. 13

No. 66 磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔の類似事例 ネオジム磁石の誤飲 その後

No. 109 高吸水性樹脂球の誤飲による腸閉塞 その後

『令和5年6月からマグネットセットと水で膨らむボールの販売が規制されました!! (図1)』



図1 経済産業省のホームページの「消費者への注意喚起」資料

出典：経済産業省ウェブサイト

(<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230516002/20230516002.html>)

施行から6か月間は移行期間となり、12月から正式に規制となるため、令和5年12月19日以降は技術基準を満たしPSCマークが表示されたものでなければ市場での販売が出来なくなる(図2)。この規制により、これまでInjury Alertに報告のあったマグネットセットや水で膨らむボールは、販売されなくなる。なお、マグネットセットはおもちゃとしての販売以外にも「14歳以上向けストレス解消」等の記載で販売されている場合があるが、こうした子ども向けではない製品についても、新たな規制の対象になり、販売できなくなる。さらに経済産業省によると「中古品も規制の対象となる」とのことであり、今後マグネットセットや水で膨らむボールの誤飲による傷害がゼロになることを期待している。

ただし、注意点がある。経産省は「DIYの材料や模型等に使用されるホビー材料として販売されるネオジム磁石」について「今般の規制の対象外」とする見解を示しているため、今後も世の中のネオジム磁石がゼロになるわけではない。また、既に販売されたものは回収されないため、今後も注意喚起が必要である。

	磁石製娯楽用品	吸水性合成樹脂製玩具
規制内容	<p><大きさ> 乳幼児が飲み込みうる大きさとして、経済産業省令において、ISO8124-1に規定されている小部品シリンダーに収まる大きさ以下のものと規定する。 ☞乳幼児の口に入らない大きさ</p> <p><磁力> 注1：磁石製娯楽用品の技術基準として、ISO8124-1と同様に、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準の磁力である、磁束指数が50kG²・mm²未満。</p>	<p><大きさ> 吸水性合成樹脂製玩具の技術基準として、ISO8124-1と同様に、仮に誤飲した場合でも体外に自然排出される水準である、吸水前の状態から50%を超えて膨潤しないことを求める。 ☞誤飲しても自然にでてくる大きさ</p>
販売可能なもの	<p>消費生活用製品安全法の特定製品（PSC）の指定となる。 「PSCマーク」がつく。</p>	 <p>出典：経済産業省 消費生活用製品安全法</p>
罰則	<p>「PSCマーク」表記のない当該商品を販売した場合、法律により1年以下の懲役または100万円の罰金となる。</p>	

図2 規制内容と罰則などについて

参照：経済産業省 産業保安グループ. “子供の安全のため玩具への新たな規制が導入されます”. 経済産業省.

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230516002/20230516002.html> (参照 2023-6-27)

参照：経済産業省 産業保安グループ. “子供の安全のため玩具への新たな規制が導入されます”. 経済産業省.

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230516002/20230516002.html> (参照 2023-6-27)

No. 66 磁石と鉄球の誤飲による小腸穿孔の類似事例 ネオジム磁石の誤飲

<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0066.pdf>

No. 109 高吸水性樹脂球の誤飲による腸閉塞

<https://www.jpeds.or.jp/uploads/files/injuryalert/0109.pdf>